

# 離婚届

令和3年4月1日届出

品川区長殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	品川区長印					
第 号						
書類調査	入力	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知

(1) 氏名	夫 <b>品川 太郎</b>	妻 <b>品川 花子</b>
生年月日	昭和50年6月21日	昭和51年5月3日
住所	東京都品川区広町2丁目1番地36号	東京都品川区平塚1丁目13番地18号
本籍	東京都品川区広町2丁目1番	東京都品川区西大井4丁目1番
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏に	夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
もどる者の本籍	東京都千代田区霞が関1丁目1番 <b>荏原 花子</b>	
未成年の子の氏名	品川 明	
同居の期間	昭和20年4月から平成31年3月まで	
別居する前の住居	夫の住所と同じ	
別居する前の世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人	夫 <b>品川 太郎</b>	妻 <b>品川 花子</b>

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本1通もあわせて提出してください。  
そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき→調停調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	大崎 三郎 <b>大崎</b>		大井 桃子 <b>大井</b>	
署名印	大崎 三郎		大井 桃子	
生年月日	昭和25年8月4日		昭和25年5月6日	
住所	東京都品川区西五反田3丁目6番3号		東京都品川区南大井1丁目12番6号	
本籍	東京都品川区大崎2丁目9番		東京都品川区西大井4丁目1番	

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
面会交流について取決めをしている。  
まだ決めていない。  
[面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。]

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
養育費の分担について取決めをしている。  
まだ決めていない。  
取決め方法: 公正証書 それ以外  
[養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。]

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚

法務省作成のパンフレット

離婚届について(品川区)

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

住所を定めた年月日	夫	年	月	日
	妻	年	月	日

令和 年 月 日	午前	時	分	受領
	午後			

夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住
	<input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 来庁せず
不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
----	--

妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住
	<input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 来庁せず
不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
----	--

使者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住
	<input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無

送付	令和 年 月 日
----	----------

連絡先	昼間連絡のとれる番号をご記入ください。 電話 夫 03 XXXX XXXX 妻 080XXXX XXXX
-----	--

復籍戸籍確認済 新本籍確認済 新本籍は街区符号によるもの

と認め、追完の届出をさせることなく受理した。  
品川区長